

## 協働環境委員会会議録

令和5年5月30日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：30

### 【 案 件 】

#### 1. 所管事務の調査について

### 【 報告事項 】

#### 1. 公用車による交通事故の発生について

---

#### ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。

所管事務調査に係る資料については、事前に配付しておりましたので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。今回の「所管事務の調査」については、協働環境委員会の所管する、各部・課の組織及び業務の概要について確認することを主旨とするものですので、質疑の内容が詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において、内容を限定したうえで調査要求をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、執行部におかれましても、本調査の主旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑に移ります。調査における質疑は部ごとに区切って行います。初めに、市民協働部について、質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています6ページ、「男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施に関することについて」、藤間委員の質疑を許します。

#### ○藤間委員

男女共同参画に限らず、ちょっと一般的な啓蒙事業に関するお伺いがございます。私も男女共同参画のイベントを幾つか出させていただきました。そこで感じたのは、あまり意味がないものが結構多いと。これはどういうことかといいますと、藤江副市長のイベントに参加させていただいたんですけども、男女共同参画のセミナーは男女共同参画が大事だと思っている方がやはり出られていらっしゃる。本当に必要なものというのは、男女共同参画なんて必要ないよ、セミナーに行かないよ、こういった方にいかにその必要性を伝えるか、こういったところがポイントかと思っておりまして、そういった中で、興味がない人に対して興味を持ってもらう、こういった取組はどういったことをされていますでしょうか。

#### ○男女共同参画推進課長

質問議員が言われますように、男女共同参画に関心が薄い方に関心を持っていただくことを課題として捉えており、そのためにも啓発が非常に重要であると認識しております。男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画がなぜ必要なのか、その理由やメリットを伝え、自分事として考え、気づいていただくことが重要であるため、様々な方法で啓発を行っております。

啓発の方法といたしましては、市公式ユーチューブで男女共同参画に関する動画の掲載や、市報やSNSなどでの情報発信、また、地域で行われる会合などでの出前講座を実施しております。このように様々な方法により、男女共同参画に関心が薄い方も男女共同参画に触れる機会を増やして、関心を持っていただくことで、事業の参加を促していきたいと考えております。

#### ○藤間委員

お話ありがとうございます。特に今おっしゃっていただいた会合でのお話というときに、男



なお、市内には、既に約1万2700か所の乗降場所を登録しております。未登録の場所での乗降を希望される場合には、最も近い既定の乗降場所を指名するか、もしくは、新たに乗降場所を設定いたします。乗降場所を新規登録する場合には、道路環境がよく、安全に乗降できる場所であれば、1時間ほどで設定できますので、そのあとに再度予約を受け付けることになります。2回目以降の利用となりますと、予約の電話だけで済みますので、利用履歴がある乗降場所を利用される場合には、おおむね1、2分程度で予約が成立する、そういうケースが多いという状況になっております。

○藤間委員

1点、まずちょっと事前の説明とお話が違ったと申しますか、私の認識のそごがあるかもしれませんので、ご確認いたします。登録場所について、例えば、友人の家、祖母の家と特定の場所について、予約乗合タクシーで行きたいと、一方でその場所が登録されていない。この場合については、今おっしゃったとおり、この場所に行きたい場合で登録されていない場合は、センターのほうにこの場所を登録してくださいとお伝えすれば、1時間後にはそこに行けるようになるということでしょうか。

○地域公共交通対策課長

今、質問委員がおっしゃいましたように未登録の場所で乗降を希望される場合には、新たに場所を設定するということとなります。その場所が、ワゴン車が安全に通行できるとか、乗降が安全にできるという状態の場所であれば、先ほど言いましたように1時間ほどで設定ができますので、その後に予約を入れるということが出来ます。仮に、狭隘な場所だとか、環境が悪い場所につきましても、事業者さんが場所を見に行ったりすることがありますので、ちょっとお時間いただく場合がありますけれども、今言ったような場合には比較的短い時間で設定ができます。

○藤間委員

もう1点、追加の確認でございまして、この予約乗合タクシーについては、登録された場所以外では乗り降りを行わないと。それはもう実務的にもそうになっていらっしゃるのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

予約乗合タクシーにつきましては、予約を受け付けた時点で、乗降場所、乗るところ、降りる場所を設定いたします。これは、この予約乗合タクシーが運行時間を計算した中で、乗り合うために、ほかの人がどのくらい乗り合えるかということも、初期の予約を受け付けたときに計算しますので、あらかじめ乗降場所を指定しておく必要がございます。したがって、任意でここで降ろしてくれとかというような運用は行っておりません。

○藤間委員

ちょっと質問が瑣末になってしまい、失礼いたしました。

まず、この予約乗合タクシーに関して、まず非常に重要なものだと思っております。今、年金が下がったりですとか生活費が上がる中で、タクシーをぼんぼん使える方はなかなか多くはいらっしゃらない。そういった中で、この予約乗合タクシー、1回300円で行きたいと思ったら1時間後には使える。非常に重要で、使いやすくするべきだと思っております。

それについて、2点ちょっと使いづらいと思う点がございまして、1点目が登録に関してです。例えば、今まで使ったことがない方が、明日、病院に行きたい、あるいは、ふだん送り迎えをしていただいている息子、娘さんが県外に行ってしまったと、明日、明後日、病院に行きたい。こういった場合に使おうとしたときに、1週間後しか使えませんというルールになっていると認識しております。これが、先ほどおっしゃっていただいたご自宅とかその場所で乗り降りするのに危険かどうかの判断が1時間必要だと、逆に言えば、1時間でできると。そういった中で、実際使おうとしたときに、1週間後しかできませんと言われてしまうと、では使うのをやめようとなる可能性もございますし、そもそも、使おうと思ってから1週間後しか使え

ないという形になっていると非常に不便なので、こういった背景ですとか、そこを改善する余地がないのかというのが1点目の質問です。

もう2点目としては、自分が行きたいところに対して地点登録されていなかった場合には、最寄りの地点で降りる形になります。登録といっても、お電話して登録してくださいと言って1時間たって、もう1回予約しますと言うのは、かなりの手間になってしまいます。では、最寄りの地点で降りる場合には、例えば、1万何千件もありましたので、例えば、町内では多分何か所も登録箇所があると思うんですけども、田中さん家に行きたいけれども、4件隣の鈴木さんの家が登録されていますと、鈴木さんの家まで行きますと、そこから50メートルぐらい離れた場所が直線道路であっても、ここから先がルールで行けませんと、50メートル歩いてくださいと。何か我々の感覚では、50メートル歩けばいいかと思うんですけども、例えば、私、上三緒に住んでいて坂が多いですと、車が停まります、ここは登録されています。ちょっと直進で坂道を30メートル上るのですが、ルールで行けませんので、お年寄りに歩いてください。そういった形で、現況判断で、これは明らかに30メートル、40メートル進めばいいのに、行けないので、歩いてくださいというルールになっているという。この2点については、すごく不便を感じております。ここについて、なぜそうなっているのか、あるいはここに対してどういうご意見を持っているのか、お伺いできればうれしいです。

#### ○地域公共交通対策課長

まず、利用者登録票を提出してからの期間がちょっと長いのではないかというような質問だと思いますけれども、利用者登録票を受け付けまして、その乗降する場所の確認を必要としております。そうしなければ、次の運行計画に、時間を指定して予約乗合タクシーは運行しておりますので、時間に誤差が生じることがあること。また、乗り合いとなりますので、そういった方々にも影響があること。車両の運行において、安全性の確認とか、乗降の安全性の確認ということがありますので、基本的に4日から5日ぐらいの時間をいただくということにしております。ただ、先ほど言いましたけれども、登録をしていただいた際に、その場所がはっきり分かりやすかったりだとか、どうしても急がないといけないとか緊急な話があるという場合は、予約センターのほうとか、私どものほうに何らかのご相談とかをしていただくことで、その期間を短縮できる場合もございますが、標準的には今言いましたように期間をちょっと有しているということで、一般的なご説明をさせていただいております。

次に、乗降場所が利用される方と何メートル違うとか、何百メートル違うとかという場合につきまして、そういったことに関しましては、やはり、この予約乗合タクシーというのが運行の所要時間の設定を厳格にし、時間にできるだけ厳格なところで運行するといったところで運営しておりますので、その場所がずれるということで、一定のサービス水準が保てないということが生じる恐れがありますので、指定した乗降場所で降りていただくというふうにしております。質問者が言われますように、お友達だとか、まだ設定されていない部分につきましては、先ほど申しましたように、新たに設定することができますので、次回以降、もしくは初回でも結構ですので、そこを利用したいということを明確に伝えていただければ、その場所が設定できるかどうかということを考えまして、できるだけ近いところで乗降できるように対応したいというふうに考えております。

#### ○委員長

藤間委員、ちょっとよろしいですか。今回の所管事務の調査については、組織及び業務の概要についてを確認することを趣旨としておりますので、質疑の内容がちょっと詳細に入っておりますので、できましたら次回以降の委員会で、内容を限定した上で調査要求していただければと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

#### ○藤間委員

まず、趣旨を勘違いしており、大変失礼いたしました。

お答えいただいた立場がお苦しいといえますか、民間にも発注されているものなので、ここで問い詰めてもという気持ちはございます。ただ、1点ちょっとここで強くお伝えしておきたいのが、一般のタクシー会社で、自分の自宅からここに行きたいです。1週間かかります。これは、サービスとして、あるいは税金を使ってやっている事業として、飯塚市役所はいい仕事やっていますという評価を受けますでしょうか。後者のほうにつきましても、停まった場所から30メートル進むというのがサービス水準の維持とおっしゃいましたけれども、直進30メートルせずに、お年寄りに30メートル歩かせますと、こういった実態に対して、サービス水準の維持に必要というのは、ご説明した感覚として、これを飯塚市の一人一人の方が、そうですね、納得しますと、そういったご説明になっていますでしょうかというのは強く思いました。ここは1点申し上げさせていただきます。失礼いたしました。

○委員長

続きまして、20ページ、「心の健康に関することについて」、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

健幸保健課様にお伺いするんですけども、今回、様々な体と心の健康について、事業をされていらっしゃる認識しています。所管をだ一と拝見させていただいたところ、体の健康というのに重点が置かれていて、ちょっと心の健康についてはどういった取組をされていらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○健幸保健課長

心の健康というテーマは多岐にわたっており、本市が展開しております健康に関する事業のうち、健幸保健課が所管する事業でご説明いたします。健幸保健課における心の健康に関しましては、健康相談や健康教育の事業において、専門職である保健師が心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言等を行っております。また、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して、孤独・孤立を防ぎ、支援を行うゲートキーパーを養成する講座を開催し、周りに悩んでいる方がいる場合、どう支えればよいのか、悩みを抱える人の支援を行うゲートキーパーとしての心得の習得や、専門の相談窓口の紹介などを案内しております。

○藤間委員

心の健康に関して、大きく2種類あるのではないかと考えていて、今おっしゃったような、もう心が壊れそうだ、大変だ、そういった方を救うための心の健康というものもあれば、そこまで行っていないなくても、例えば、キャリア相談とか、将来を悩んでいらっしゃるですとか、心身にすごく深刻な影響があるわけではなくとも、将来に対してもやっとならして抱えてらっしゃるような方々に対して、何か貢献とか、こういったことをやっていきたいとか、そういったものはありますでしょうか。

○健幸保健課長

質問委員がおっしゃられるとおり、心の健康というのも多岐にわたるといえますか、重いもしくはそこまでないというようなものもあるかと思えます。健幸保健課のほうで所管しておりますのが、先ほど言いました保健師が相談に応じるような内容の部分になってきます。それ以外は、飯塚市でいいますと各部署において、経済分野であったり、また学校というところもございます。そういったところでそれぞれ心の健康、心の問題に関する相談というのは受け付けておまして、申し訳ございません、健幸保健課単独というところで、1本でということでは正直難しいところはございますけれども、飯塚市の各部署で広く対応させていただいているところでございます。

○藤間委員

予算について、恐らくさっきおっしゃったような自殺予防ですとか、心が壊れそうだ、こういった必要性が高いものについては、企画として出しやすいのではないかと思う一方で、恐らく心の健康のプロとして、どうしても必要というものではないけれど、あったほうが絶対にい

いのではないかと、恐らくそういったお考えも多々持っていらっしゃるのではないかと考えています。そういった、さっき申し上げたセーフティーネットとしての心の健康のみならず、やはり飯塚で、大人にしろ子どもにしろ、キャリアですとか、そういったものを考えていく際に、こういったものもあつたらいいみたいな、そういった専門の考え方とかもあれば、ぜひ一緒に取り組んでいきたいと思えました。私からは以上でございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、市民協働部についての質疑を終結いたします。

次に、市民環境部について、質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています11ページ、「環境基本計画の推進に関することについて」、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

今日は生ごみ等の処理機購入への補助金について、何点か質問させていただきたいと思えます。最後までよろしく願いいたします。では、本市においても持続可能でよりよい世界を目指すため、SDGsに取り組んでいることと思えますが、こうした取組の一つとして、ごみの減量化が重要であると私は考えております。こうした考えの下、本市においては以前、生ごみ処理機等の購入への補助を実施していたと思えますが、その概要について、お尋ねいたします。

○環境整備課長

一般家庭から排出されるごみの減量化を図り、地球環境の保護及び循環型社会を推進していくために、平成19年度から平成28年度まで、生ごみ処理機及び生ごみ処理容器を購入した世帯に対し補助金を交付しておりました。なお、平成25年4月からは、補助対象に段ボールコンポストも追加して実施しておりました。

○守光委員

今のご答弁だと平成28年度で事業が終了したということでありまして、その主な理由はどのようなものか、分かる範囲でお答えください。

○環境整備課長

事業開始時の平成19年度は59件の申請がございましたが、平成23年度以降は毎年10件程度となり、申請件数が減少傾向にあったことが主な理由でございます。

○守光委員

今のご答弁でありましたように、事業の開始当初から年々利用者数が減少したためだということでありまして、それでは、筑豊管内における他自治体の補助金制度の状況は現在どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

令和5年度現在で、筑豊管内15自治体のうち9自治体に補助制度がございます。

○守光委員

半数以上の自治体が何らかの補助をされているというご答弁であります。先ほども述べましたとおり世界的にSDGsが推進されておりますが、その実現のためには、公的立場である市が取り組むのは当然だと思いますけれども、その上で市民一人一人の地道な取組が大きな成果につながるのではないかと私は考えております。こうした取組の一つとして、市民の方が生ごみ処理機等を購入する費用を補助することは重要だと思いますので、私としては、以前は取組をされていたわけでありまして、今後、飯塚市として検討できるのではないかとと思えますけれども、いかがでしょうか。

○環境整備課長

先ほど制度が終了した主な理由についてご説明いたしましたが、それに加えて、当時は現在のような気候変動による災害や環境問題について、我が国も含めて世界的にも注目されていな

かったというふうに認識しております。しかしながら、質問委員が言われましたように、昨今では、SDGsの取組も行われており、世界規模で環境意識が高まっていると、我々も感じております。こうした中、平成31年度にふくおか県央環境広域施設組合が設立され、ごみ処理施設の建設や環境問題に関することなどについて、協議・検討を重ねているところでございます。本市といたしましても、当該施設組合の構成自治体として提言などを行っており、ごみ減量化の取組の一つとして、この件に関しましても協議・検討してまいりたいと考えております。

○守光委員

最後になりますが、現在、新清掃工場建設に向けて、施設組合で協議が進められていると、今、ご答弁ありましたけれども、ごみの量を減らすことでCO<sub>2</sub>の排出が削減され、地球温暖化防止にもつながり、ましてやSDGsの取組にも大きく寄与するものと考えております。今後も他自治体の取組などを参考にして、生ごみ処理機購入費補助金をはじめとした効果的な事業を検討していただくとともに、できましたら1日も早い導入を要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、「市民環境部について」の質疑を終結いたします。

以上で、全ての質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。お諮りいたします。所管事務の調査については、調査終了といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務の調査については、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○環境対策課長

「公用車による交通事故発生について」、報告いたします。資料をお願いいたします。

本件事故の概要は、令和5年3月21日火曜日、午前9時45分ごろ、飯塚市飯塚地内におきまして、環境対策課職員がごみ収集作業中、歩行者を避けるため、収集車を一時停車させ、発進させる際に、左後方の安全確認を十分にしないまま前進したため、店舗の外壁に接触し、相手方店舗の外壁及び天井部を損傷させたものでございます。

この事故の原因につきましては、車両を発進する際に、周囲の安全確認を怠ったことによるものであり、安全確認さえ行えば防げた事故であります。

今回の事故につきましては、職員の安全管理等への対応が十分ではなかったことによるものが大きな要因であり、当該職員はもとより、所属職員一同に対しまして、明日、安全運転研修を実施する予定で、安全確認、危機管理意識等に細心の注意を払って業務に当たるよう一層注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。